

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年4月19日)

## [件名]

- 1 淡路島付近を震源とする地震に係る被災建築物応急危険度判定士の兵庫県への派遣について (危機管理政策課) …別冊
- 2 中国における鳥インフルエンザA (H7N9) 感染の対応について (危機管理政策課) …別冊
- 3 原子力安全対策を講じるための新体制について (原子力安全対策課) … 1
- 4 鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編) 及び鳥取県広域住民避難計画 (島根原子力発電所事故対応) の作成について (原子力安全対策課) … 2
- 5 原子力災害対策指針の改定原案について (原子力安全対策課) … 7
- 6 原子力発電所に適用する原子炉の規制基準 (新安全基準) 案について (原子力安全対策課) … 9
- 7 原子力関係施設の視察について (原子力安全対策課) … 11

危機管理局

# 原子力安全対策を講じるための新体制について

平成25年4月19日

原子力安全対策課

平成25年4月1日付けで「原子力安全対策課」の設置を始めとする原子力安全対策を講じるための新体制が発足しました。

## 1 新体制の役割

- ・原子力防災対策と安全対策の総括として、「原子力安全対策課」を設置。
- ・平成25年度から平成27年度までの3箇年計画で防災対策の実施体制を構築。
- ・県庁内外との調整を進める。

## 2 新体制の概要

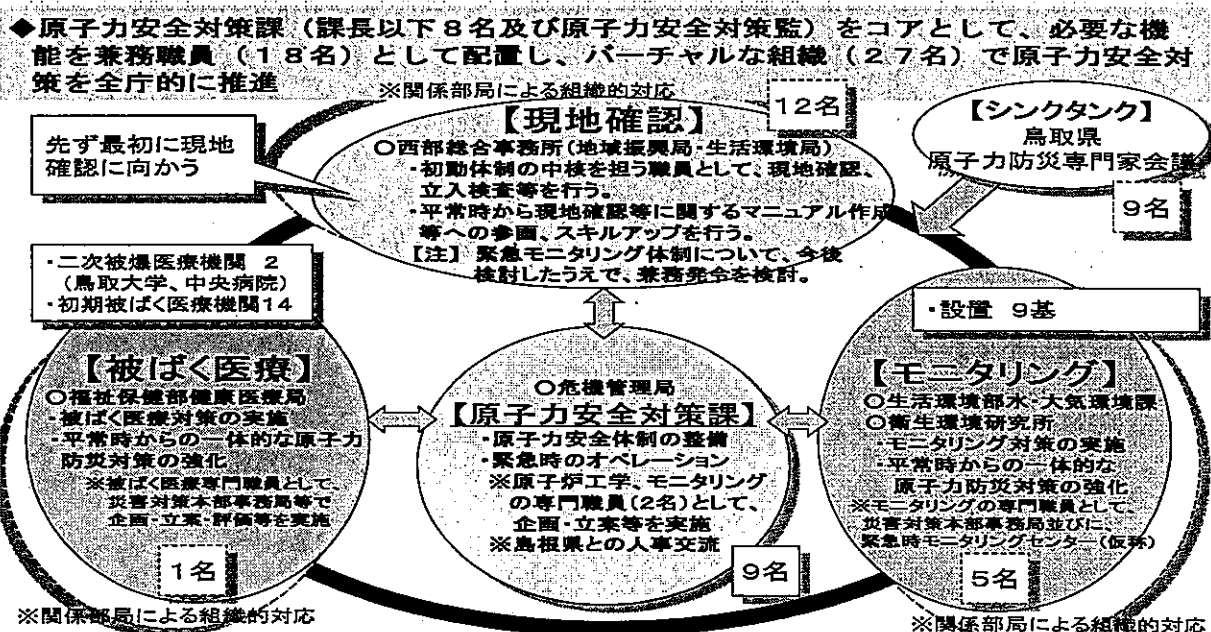
- (1) 渡辺原子力安全対策監の着任  
原子力災害対策及び危機管理全般に関する県庁内外の調整
- (2) 原子力安全対策課の設置  
原子力安全対策室(室長以下5名)を、原子力安全対策課(課長以下8名)へ  
※原子力工学・モニタリングの専門職員(2名)と島根県との人事交流職員(1名)を含む。
- (3) 兼務職員の発令〔合計18名(H24年度14名)〕
  - ・平常時モニタリング及び緊急モニタリング  
水・大気環境課・衛生環境研究所の職員5名に兼務発令。
  - ・被ばく医療  
福祉保健部職員1名に兼務発令。
  - ・現地確認  
西部総合事務所は、島根原発に近い総合事務所として、現地確認等の際、まず現地に行き確認等を行うことや緊急モニタリングなどを行うため、職員12名に(H24年度8名)兼務発令
- (4) その他
  - ・原子力安全対策プロジェクトチーム会議を設置し、原子力防災対策の実施に関する企画と進ちょく管理を実施。
  - ・職員(原子力工学)1名を原子力規制庁へ研修派遣〔審査・検査部門〕

## 3 参考

〔渡辺原子力安全対策監のプロフィール〕

- ・平成4年4月 総務省消防庁入庁
- ・平成14年4月 総務省消防庁危険物保安室課長補佐
- ・平成22年7月 原子力安全・保安院火災対策室長(福島第一原発の事故対応)
- ・平成24年4月 総務省消防庁予防課特殊災害室長
- ・平成25年4月 現職

## 島根原発に係る原子力安全対策を講ずるための新体制の概要



**鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び  
鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の作成について**

平成25年4月19日  
原子力安全対策課

県では、原子力防災連絡会議などで鳥根県等と連携するとともに、知事をチーム長とする原子力安全対策プロジェクトチームを設置するなどして、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の策定に取り組んできたところですが、3月18日に作成を完了しました。

パブリックコメント（1/11～2/7）、島根原子力発電所に係る防災訓練（1/26）、原子力災害対策指針の改定（2/27）及び島根原発に係る安全協定の改定申入れに対する中国電力からの回答（3/15）結果を踏まえ、地域防災計画については鳥取県防災会議（3/18）の承認を経て、3月18日に国に報告しました。

### 1 地域防災計画（原子力災害対策編）

（1）災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき作成し、防災のために処置すべき業務を具体的に定めたもの。

（2）修正の主なポイント

#### ①島根原子力発電所（原子炉施設）のUPZの範囲を規定

原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に、境港市の全域、米子市が地域防災計画に定めた区域をUPZとする。

#### ②避難等の防護活動の実施を記載

安定ヨウ素剤の配付、スクリーニングの実施、広域避難、災害時要援護者等への配慮等

#### ③法令による新たな権限を記載

報告の徴収、立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等

#### ④安全協定に基づく内容を記載

- ・計画等の報告（事前に報告を受け、協議を行った上で適切に報告を受ける：第2章第2節）
- ・核燃料物質等の輸送情報（連絡があった場合の対応を記載：第2章第18節）
- ・現地確認（現地確認に関する事項を記載：第2章第3節ほか）
- ・措置の要求（現地確認の結果、必要があると認める場合は対応を求める：第2章第3節）

### 2 広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

（1）地域防災計画の避難の運用部分について定めたものであり、住民避難に関する実施要領と必要な避難所等の後方支援についてまとめたもの。

（2）計画作成上の設定条件

避難指示に基づき、最大で境港市と米子市の一部の住民約7.3万人が、3避難経路を使い、県東部と中部に4日間で避難することを計画。（※実際の避難は、そのときの災害状況に応じて出される避難指示に基づき、本計画を変更し、対応を行います。）

（3）計画の構成内容等

- ・避難実施の考え方と要領
- ・各機関、県庁内各部局等の役割
- ・住民の輸送手段、広域避難所、食糧生活物資等、医療の提供、スクリーニング、住民への情報伝達（広報）等

# 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)

## 地域防災計画の位置づけ

災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成  
 一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携が必要

## 地域防災計画(原子力災害対策編)修正の経緯

<平成13年>

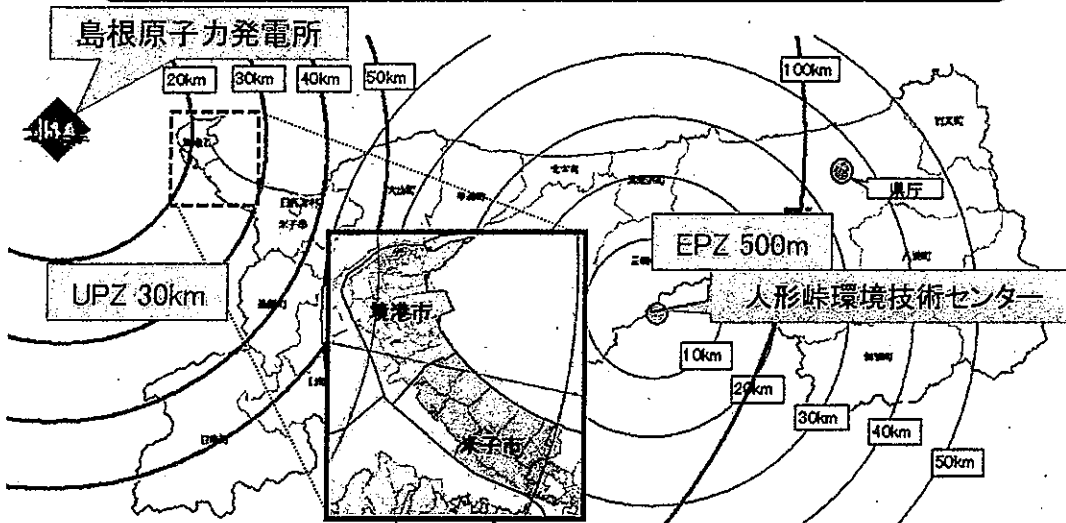
県地域防災計画(原子力災害対策編)を策定  
 平成12年の東海村JCO臨海事故を受け、EPZ外であるが、計画を策定

<平成24年>

- ① 原子力防災に関する抜本的な見直し  
 平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正  
 → 関係周辺都道府県としての要件が示された。  
 原子力発電所の周囲30kmの区域内にある都道府県で、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されていること  
 → 立地県並みの権限ができた。(立入検査等)
- ② 原子力災害対策指針の改定(法定化)・・・2/27改定を反映  
 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)が示された。

地域防災計画の全面修正を実施

## 島根原子力発電所、人形峠環境技術センター



## 原災法改正の

- ① 福島原子力発電所の事故を踏まえて  
 ・ 過酷事故、地震や津波等との複合災害  
 ・ 原子力事故の初期段階における対応  
 ・ 周辺地域における原子力災害  
 ・ 被災者の生活支援、除染、放射能汚染のモニタリング  
 ・ 災害時要援護者への十分な配慮
- ② 国の防災体制や災害対応の強化  
 ・ 原子力規制委員会が原子力防災庁長官を担当  
 ・ 現地組織として、オフサイトセンターを設置し、周辺地域の住民防護措置

反映

## 島根県

島根原子力発電所に関する協定の  
 ・ 現地確認

## (原子力災害対策)

- ① 島根原子力発電所(原子炉施設)の原子力災害対策指針で示された区域、米子市が地域防災計画に定める
- ② 避難等の防護活動の実施  
 安定ヨウ素剤の配付、スクリーン防護者等への配慮等
- ③ 法令による新たな権限  
 報告の徴収、立入検査、防災訓練等
- ④ 安全協定による新たな権限等  
 現地確認、輸送計画等の事前協議
- ⑤ 島根県との連携  
 情報連絡、UPZの線引き、モニタリング等
- ⑥ 人形峠環境技術センター(原子力災害対策指針において、今後、検討すべき)等の国の検討結果を受けて、



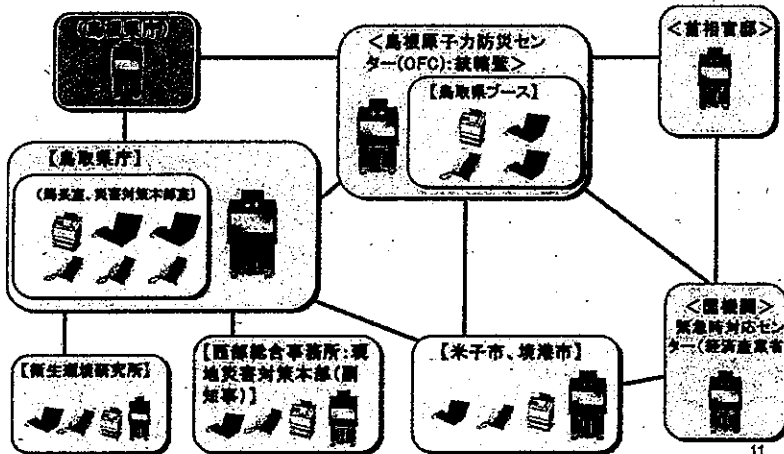
# 1. 総則

- ① 計画の作成等に当たっての指針  
原災法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」による
- ② 災害の想定  
福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定
- ③ UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)の設定  
鳥根原子力発電所は施設から概ね30km  
→ 境港市の全域  
米子市の一部(米子市地域防災計画に定める区域)
- ④ 防護措置  
・UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には、屋内退避を原則実施。  
・放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施。

# 2. 原子力災害事前対策

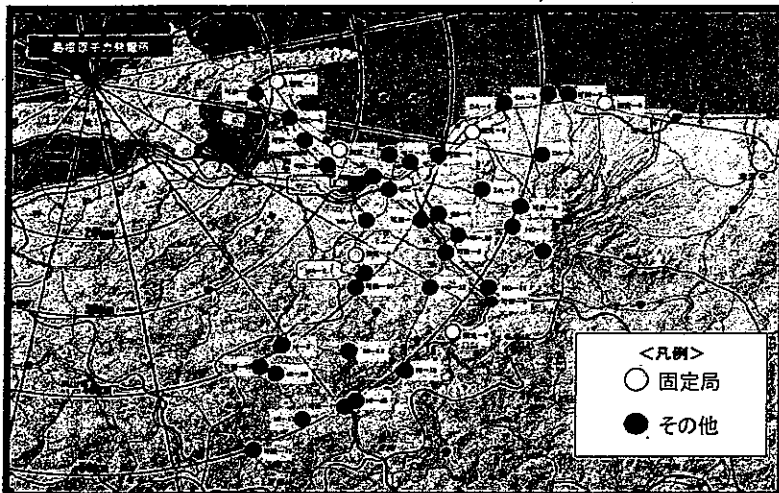
- ① 立入検査、現地確認等の実施  
必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査等を実施  
→ 鳥根原子力発電所については、発電所周辺の安全確保のため必要と判断される場合、安全協定に基づく現地確認を実施
- ② 関係機関との連携  
関係機関等との間で協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう準備 → 有料道路の通行料金の取り扱いなど
- ③ 通信手段の整備等  
オフサイトセンター、国、立地県、周辺市町、原子力事業者等との情報連絡体制等を確保  
→ 原子力防災ネットワークシステム、モニタリング情報の共有システムの整備など
- ④ 必要な体制の整備  
災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制、広域的な応援協力体制の拡充・強化、複合災害に備えた資機材等の整備など
- ⑤ 避難収容活動体制の整備  
・関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制を整備  
・広域住民避難計画の作成
- ⑥ 飲食物の出荷制限・摂取制限  
国及び関係機関と協議し、体制をあらかじめ整備
- ⑦ 緊急輸送体制  
緊急輸送路の確保のほか、専門家の移送体制等を整備 → 緊急輸送のための交通確保に万全を期す
- ⑧ 緊急被ばく医療活動体制等の整備  
救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材等の整備など
- ⑨ 情報伝達体制の整備  
国や周辺市町と連携し、事象発生後の経過に応じて住民等に提供する情報について、災害対応のフェーズ等に応じ、あらかじめ整理
- ⑩ 防災訓練の実施  
国、原子力事業者等の関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携した訓練計画を策定し、訓練を定期的実施
- ⑪ 核燃料物質等運搬中の事故への対応  
防災関係機関は、輸送の特殊性等を踏まえた対応に備える  
→ 輸送計画等の連絡があった場合は、輸送の経路となる市町村と連絡体制を確認

鳥取県原子力防災ネットワークイメージ図



## 緊急時モニタリング計画(案)

県西部で測定予定としている箇所  
※国の緊急時モニタリングの検討結果により具体化





# 鳥取県広域住民避難計画(島根原子力)

## 広域避難計画の作成意義

- ① 計画をあらかじめ作成しておくことにより、迅速な対応が可能となる。  
※仮定条件を設定し、その条件に基づき計画を作成
- ② 万一、事故が発生した際は、その時の状況に応じて計画を変更し必要な対応を行う。
  - ・平時に事前準備が出来る ……ゼロから対応しなくて済む
  - ・事故発生時に、ゼロから計画を作成する必要がない。
  - ・必要な資機材等をあらかじめ準備することができる。
  - ・関係機関がどう対応すべきか(役割分担)等の情報が共有されていることによりスムーズな対応・実施。

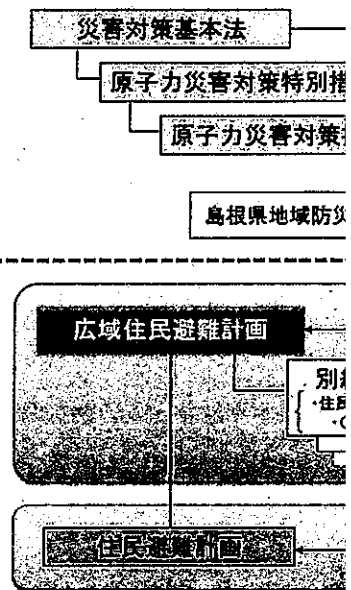
→ 迅速な対応が可能となる。

## 原子力災害の特性

- ① 原子力災害が発生した場合には、被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないため、被害の程度を自分で判断できない。
- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解が必要
  - ・放射能の強さは、時間とともに自然に弱くなる。
  - ・一度にたくさんの放射線を受けると、身体に影響があらわれる。身体の中には、影響を受けやすい部分と受けにくい部分がある。
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要
  - ・原子力合同対策協議会(オフサイトセンターに設置)で情報共有や相互協力を行う。
  - ・必要に応じて専門家の派遣を要請。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要
- ⑥ 被ばくによるリスクを低減するため、一貫して避難等の防護措置を実施することが重要

## 鳥取県広域住民避難計画

- ・地域防災計画に基づいて、原子力災害に備えたもの
- ・どのような事態に対応しなければならぬかを想定し、それに基づいて作成した計画



○**予防的防護措置を準備する区域**  
(PAZ: Precautionary Action Zone)  
急速に進展する事故を考慮し、緊急事態区分に基づき、直ちの環境への放出前の予防的防護

○**緊急防護措置を準備する区域**  
(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone)  
国際基準等に従って、確率的影響環境モニタリング等の結果を踏まえ、急時活動レベル(EAL)等に基づき防護措置等を準備する区域。

○**プルーム通過時の被ばくを避ける区域**  
(PPA: Plume Protection Planning Area)  
放射性物質を含んだプルーム(放射性物質を含んだ空気の一団)による被ばくの低減を図る。ヨウ素剤の服用など状況に応じて具体的な範囲及び必要とされれば、国で検討される予定



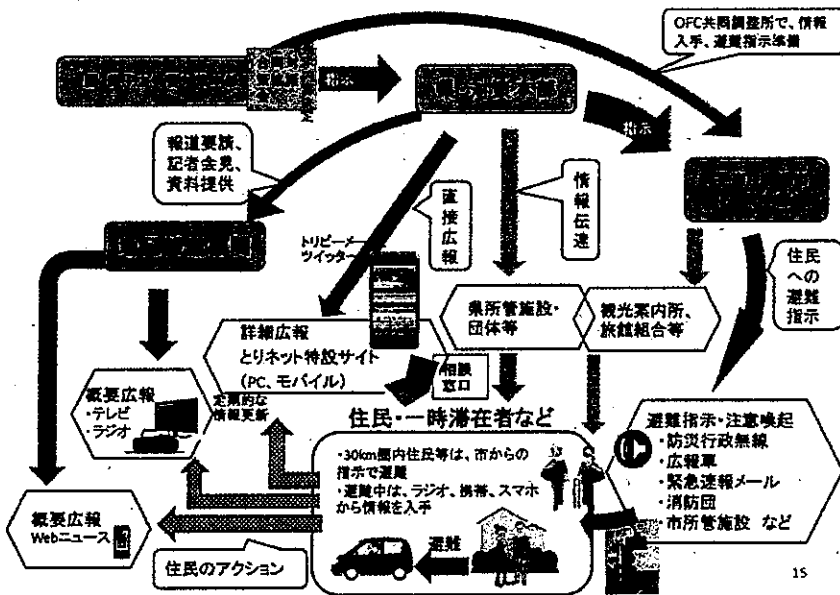


# 鳥取県広域住民避難計画(島根原子)

避難指示から避難

## 住民への情報伝達

- ・多様な手段による情報の伝達
- ・県と市の役割分担による効果的な実施
- ※災害時要援護者についても配慮



## 避難経



## スクリーニ

- ・避難者全員を対象とし、避難経路
- ・スクリーニング会場では、避難者情報等)



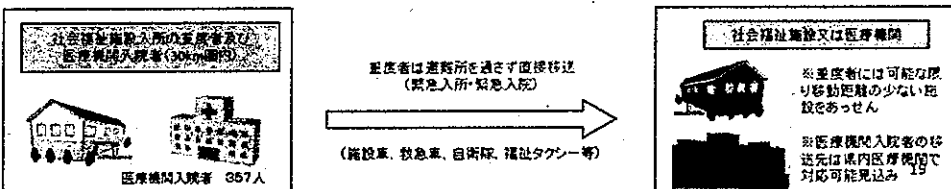
## 災害時要援護者の避難

- ・優先避難の実施に向け、早期に避難準備を行う。
- ・避難より屋内退避を優先することが必要な場合は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋に屋内退避を行う。



## 引き続き市町村及び社会福祉施設等との調整が必要

〈調整事項〉避難施設と広域福祉避難所のマッピング、入所施設等での避難計画策定促進、要援護者の特性に応じた避難先の確保、移送車両の確保、医療・介護スタッフ等の確保 等



## 児童生徒

- ・児童、生徒については、健康影響
- ・学校等による避難
- ・避難指示が出された場合、その見、児童、生徒及び学生等は、全
- ・児童生徒の学力に影響がない



# 原子力災害対策指針の改定原案について

平成25年4月19日

原子力安全対策課

平成25年4月10日に開催された原子力規制委員会において、①緊急時モニタリングの実施体制、②安定ヨウ素剤の事前配付、についての改定原案が示されました。

なお、これは平成24年10月31日に原子力規制委員会において策定された指針（平成25年2月27日に一部改定）において、検討課題とされていた事項について、その後の検討結果が示されたものです。

## 1 改定原案の主な内容

### (1) 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化

- ・ 緊急時モニタリングの実施体制として、国の総括の下で地方公共団体、原子力事業者等が目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとる。
- ・ 緊急時モニタリングの事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備するとともに要員、資機材の動員計画を作成する。地方公共団体は、国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定める。
- ・ 発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、モニタリングを実施する。緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表は国が一元的に実施する。

### (2) 安定ヨウ素剤の事前配付の方法等の具体化

- ・ PAZ (5km圏)においては、地方公共団体が、医師による説明や副作用、アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配付を行う。
- ・ PAZ外においては、地方公共団体は、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
- ・ 緊急時の服用については、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示する。

## 2 原子力災害指針の改定に関する今後の予定

4月10日に示された改定案については、パブリックコメント(4/10~5/9)の結果を踏まえ、必要な修正等を行ったうえで5月中に決定される見通し。(効力発揮)

<引き続き今後の検討課題とされた事項>

① 原子力災害事前対策の在り方	・ <u>実用発電用原子炉以外に係る緊急事態区分及びEALの在り方</u> ・ <u>IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方</u>
-----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>プルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲</u></li> </ul>
② 緊急時モニタリングの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方</u></li> </ul>
③ オフサイトセンターの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方</u></li> </ul>
④ 緊急被ばく医療の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等</u></li> </ul>
⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等</li> </ul>
⑥ 地域住民との情報共有等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等</li> </ul>

PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。特定の事故事象が発生すれば直ちに避難するなど放射性物質が放出される前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。概ね5 km。

EAL (Emergency Action Level : 緊急事態区分及び緊急時活動レベル)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

IAEA (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果をOILの値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。

# 原子力発電所に適用する原子炉の規制基準（新安全基準）案について

平成25年4月19日

原子力安全対策課

原子力規制委員会は4月10日、原子力発電所に炉心溶融のような過酷事故に対する多重の備えや地震津波対策の強化などを初めて法的に義務付ける新しい規制基準案を決定した。

今後パブリックコメント（4月11日から30日間）を実施したうえで、改正原子炉等規制法により、6月下旬公布、7月中旬施行予定。施行後は再稼働申請が出た原子力発電所の審査がはじまる見込み。

併せて、新基準とは別に、原子力発電所の運転を原則40年とする「40年廃炉ルール」を了承し、40年超の原子力発電所を対象に、格納容器の点検範囲拡大などを含む「特別点検」を義務化した。

※原子力規制委員会は、これまでの安全基準を「基準さえ満たせば安全だという誤解を呼ぶ」として、規制基準と呼び方を変更した。

## 1 原子炉施設の規制基準（案）の概要

- ①既存原発に最新の安全対策を遡及適用する再審査（バックフィット）
- ②事故の際、中央制御室の代替として機能する「特定安全施設」設置（5年間猶予）
- ③「免震重要棟」（緊急時対策所）の建設
- ④重大事故で格納容器内の圧力が高まった際に放射性物質を除去しながら排気する「フィルター付きベント」の設置（PWR（加圧水型）は現状でも当面容認）
- ⑤航空機衝突などのテロや大規模な自然災害にも対応できるよう原子炉の冷却設備や第2制御室を備えた「特定安全施設」の設置 など

## 2 規制基準（案）と島根原子力発電所の対応状況

島根原子力発電所における規制基準（案）への対応策で時間がかかるのは、フィルター付きベント装置※と特定安全施設（第2制御室等）の整備、ケーブル等の不燃化対策。

※島根原子力発電所のBWR（沸騰水型）については、猶予期間なし。

	主な規制基準（案）	島根原発の主な対応状況
津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原発ごとに最高津波の高さ「基準津波」を設定</li> <li>津波の恐れがある原発は防潮堤などを整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力としての自主基準に基づく防潮堤（海拔15メートル）を整備中。</li> <li>→ 1号機、2号機エリアは、平成25年上期完成予定</li> <li>※3号機エリアは、平成23年12月完成</li> <li>・島根半島沿岸部における津波堆積物調査</li> <li>→平成25年度完了予定</li> </ul>
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活断層の定義（過去13万年前）を拡大、必要に応じて40万年前までの地層を調査</li> <li>・活断層の真上に原子炉などは建てられない。</li> <li>・免震重要棟（緊急時対策所）の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直下の活断層はないが、突道断層の扱いは不明</li> <li>・深部地震観測装置の設置（震度1km超への地震計の設置とボーリングによる地下構造調査）</li> <li>→平成25年度完了予定</li> <li>・免震重要棟（仮称）を建設中。</li> <li>→平成25年4月本体工事着工、平成26年度運用予定（RC造り、3階建て、プラント監視や通信機器等の重要設備を整備し、高台（40メートル以上）に位置）</li> <li>※現在、中央制御室横の会議室に当該機能を確保済</li> </ul>

電 源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式代替設備の設置</li> <li>・送電ルートの多重化、電源の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車一部購入済</li> <li>・蓄電池（バッテリー）の強化</li> </ul> <p>→平成25年度完了予定</p>
重大事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉を遠隔操作で冷やす「第2制御室」の設置。</li> <li>・非常時の冷却装置</li> <li>・<u>フィルター付きベント装置</u></li> <li>・燃料プール、格納容器の外部からの冷却用「屋外放水設備」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>1～3号機フィルター付きベントなし</u></li> </ul> <p>→フィルター付ベントは2号機と3号機は、H27年度内に設置を目指して検討中。</p> <p>※1号機は40年運転規制の具体的内容を踏まえ検討。</p>
火 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ケーブル等の不燃化</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>1号機ケーブルは難燃性ではないため、検討中</u></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テロ対応等の<b>特定安全施設</b>（第2制御室等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在なし、今後検討</li> <li>・原子炉補機海水ポンプ改造工事（引き波時においても海水をくみ上げられるようポンプの吸い込み口を下げる工事）</li> </ul> <p>→2号機、平成25年度完了予定</p>

### 3 島根原子力発電所の状況

#### (1) 新規規制基準へ安全対策経費約500億円

福島を事故を踏まえて実施してきた津波対策などの安全対策にかかる費用は約400億円と見込んでいたが、免震重要棟（仮称）約75億円の設置など、更なる信頼性向上に向けた安全対策の実施により約500億円程度になる見通しとのこと。

引き続きフィルター付ベント装置の設置など、全体費用の見直しが必要になるとのこと。

#### (2) 1号機は営業運転開始（昭和49年3月）から39年超。

中国電力は、国の方針決定を見守るとして例外規定の申請を行っていない。今後、40年を超える運転に原子力防災専門家会議が必要とする「特別点検」等への対応について、7月の公表を受けて検討することが見込まれる。

### 4 大飯原子力発電所3号機、4号機の状況

原子力規制委員会は4月2日、関西電力を呼んで大飯原子力発電所3号機、4号機の規制基準案への適合状況について報告するよう求めている。

規制基準案は、9月に定期検査で運転を停止した後の再稼働の可否の判断にも適用される。

## 原子力関係施設の視察について

平成25年4月19日

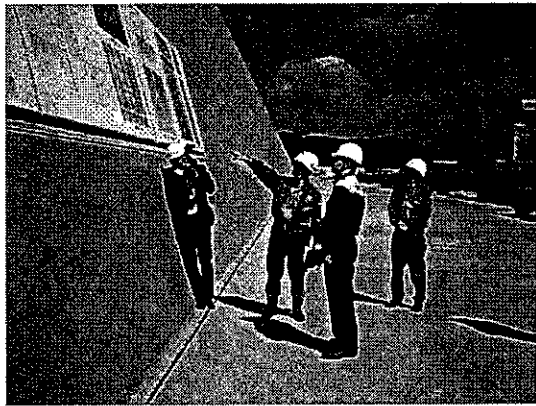
原子力安全対策課

渡辺原子力安全対策監が4月11日着任し、鳥取県に關係する2原子力施設について、現状を確認すること等を目的に視察しました。

### 1 島根原子力発電所の視察結果

- (1) 視察日 4月11日(木)午後
- (2) 視察者 渡辺原子力安全対策監ほか原子力安全対策課職員
- (3) 対応者 中国電力株式会社島根原子力本部 古林<sup>ふるばやし</sup>本部長、長谷川副本部長 ほか
- (4) 視察内容 2号機及び3号機の現場確認、安全対策実施状況の確認等
- (5) 視察結果(所感)

- ・これまで原子力規制委員会から示されている安全対策については、計画的に進められている。
- ・今夏に示される見込みの新規制基準への対応についても引き続き確認を行い、中国電力において必要な措置が講じられるよう注視していく。
- ・また、今回の現地視察を踏まえて、本県における安全対策、防災対策の充実強化を進めていく。



安全対策実施状況(防波壁の強化)



3号機建設現場

### (6) その他

本年7月施行予定の規制基準対策として、中国電力は独自の安全対策として、2号機及び3号機のフィルター付ベント及び免震重要棟の建物工事などに着手している。

### 2 人形峠環境技術センターの視察結果

- (1) 視察日 4月17日(木)午後
- (2) 視察者 渡辺原子力安全対策監ほか原子力安全対策課職員
- (3) 対応者 人形峠環境技術センター ほか
- (4) 視察内容 濃縮工学施設、原型プラント、製錬転換施設 など
- (5) 視察結果(所感)

- ・昨年末に、停電に伴う不適合管理状況及び放射性物資の非管理区域への漏えいが続けて発生しており、対策状況と再発防止措置について引き続き確認していく。



